

平成 29 年 12 月 5 日

各 位

株式会社 西京銀行  
総合企画部  
0834-22-7668

本日公表いたしました「普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」に関するご説明（Q&A）を作成いたしました。

当行の普通株主の皆様におかれましては、別途開示しております上記プレスリリース及び別途お送りする目論見書と併せてご参照いただき、ご理解いただいたうえで、本件に関するご判断を頂きますようお願いいたします。

Q1. 普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てとは何か。

A1. 平成 29 年 12 月 31 日を新株予約権の割当てを受ける株主様を確定するための基準日とし、当該基準日時点の普通株式の株主様に持株数に応じて株主様の保有されている普通株式 1 株に対して 1 個の新株予約権を無償で割り当てさせていただくものです。

Q2. 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てとは、公募増資や第三者割当増資等とどのように異なるのか。

A2. 株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当ては、基本的に既存株主以外の投資家に対して新規に株式が発行される公募増資や第三者割当増資と異なり、既存株主の皆様に対して、その保有する当行普通株式の数に応じて新株予約権が割り当てられ、既存株主の皆様にご判断いただける点が特徴であると理解しております。

Q3. 新株予約権とは何か。

A3. 新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間においてあらかじめ定められた行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する金額）を払い込むことにより、当行に対して当行株式の交付を請求し、それを取得することができる権利のことで

Q4. 新株予約権が割り当てられたらどうすればよいのか。

A4. 当行が平成 29 年 12 月 5 日付で公表した「普通株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てに関するお知らせ」、EDINET にて公衆縦覧されている当行の平成 29 年 12 月 5 日付有価証券届出書及び新株予約権に関する目論見書（平成 30 年 1 月 29 日頃に当行

より各新株予約権者の皆様に割当通知書とともに郵送予定です。)等をご参照の上、新株予約権を行使するか否かをご判断ください。

Q5. 新株予約権を行使することにより、自分は株式を何株取得できるのか。

A5. 割り当てられた新株予約権1個(普通株式1個)の行使により、当行普通株式1株を取得することができます。

(例:10,000株保有⇒新株予約権10,000個⇒取得可能株式数10,000株)

Q6. 新株予約権の一部を行使することはできるのか。

Q6. 1個の新株予約権の一部(例えば0.5個の新株予約権)のみを行使することはできません。

他方、新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、複数個の新株予約権を保有されている場合、そのうちの一部のみを行使することは可能です。ただし、その保有されている複数個の新株予約権の一部のみを行使された場合、その行使時点後、未行使の新株予約権を、もう一度行使することはできません。

Q7. 新株予約権を行使することにより、いくらで新株式を取得することができるのか。

A7. 1株につき489円となります。

Q8. 権利の行使期間はいつからいつまでか。

A8. 平成30年1月29日から平成30年3月23日までとなります。

Q9. 新株予約権の行使により交付される普通株式の配当は、いつから還元されるのか。

A9. 新株予約権を行使し当行普通株式を取得された株主様は平成30年3月末までに第三者へ当行普通株式を譲渡しない限り、今年度の期末配当を受け取ることができます。

Q10. 新株予約権の行使の手続はどうすればよいのか。

A10. 平成30年1月29日頃に発送予定の書面にて詳細にご案内いたします。

Q11. 行使手続を期間内にできなかった場合にはどうなるのか。

A11. 権利行使期間内において行使されなかった新株予約権については失権(消滅)し、新株予約権を保有する株主様は株式を取得する権利を失います。

以上